

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号口において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、会計参与が法人であ</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、又はこれに代わる</p>

るときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

六 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて法第五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
七 十一 (略)

(主要株主に係る認可の申請)

第十条 (略)

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人 次に掲げる書類
 - イ (略)
 - ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）
- (1)・(2) (略)

書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(新設)

五 九 (略)

(主要株主に係る認可の申請)

第十条 (略)

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人 次に掲げる書類
 - イ (略)
 - ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）
- (1)・(2) (略)

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(4) 代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、(3)の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(5) (略)

(6) 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。(6)において同じ。）の決議を要するものである場合にあっては、株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(7) (略)

(12) (略)

二 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載し

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

(4) (略)

(5) 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。(5)において同じ。）の決議を要するものである場合にあっては、株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(6) (略)

二 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(新設)

た場合において、(1)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(3)・(4) (略)

(5) 前号ロ(9)から(12)までに掲げる書類

三 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする会社その他の法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該会社その他の法人に関する次に掲げる書類（当該会社その他の法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(1)～(4) (略)

(5) 第一号ロ(1)、(3)、(7)及び(9)から(12)までに掲げる書類

(営業所等の変更の届出)

第二十四条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五条

(2)・(3) (略)

(4) 前号ロ(8)から(11)までに掲げる書類

三 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする会社その他の法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該会社その他の法人に関する次に掲げる書類（当該会社その他の法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(1)～(4) (略)

(5) 第一号ロ(1)、(3)、(6)及び(8)から(11)までに掲げる書類

(営業所等の変更の届出)

第二十四条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第五号に掲げる書類

(新設)

第三号及び第七号に掲げる書類

ロ 取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類及び第五条第五号に掲げる書類

ロ 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第百五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

四 国内の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の

(新設)

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第五条第四号に掲げる書類

(新設)

(新設)

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第百五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

(新設)

氏名を証する書面

五 (略)

六 国内における代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて法第五十六條の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 七十四 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第三十六條 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六條の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十條第十一号に掲げる書類

二 法第五十六條の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 第三十條第三号、第七号及び第十一号に掲げる書類

ロ 国内の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第五十六條の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更

四 (略)

(新設)

五 五十二 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第三十六條 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六條の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十條第九号に掲げる書類

二 法第五十六條の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更 第三十條第三号、第五号及び第九号に掲げる書類

(新設)

(新設)

三 法第五十六條の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更

次に掲げる書類

イ 第三十条第五号及び第十一号に掲げる書類

ロ 国内における代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 法第五十六條の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更
第三十条第九号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 (略)

2 (略)

3 法第五十六條の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十六條の二十の十七第一項の認可申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十条第四号及び第九号に掲げる書類

(新設)

(新設)

四 法第五十六條の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更
第三十条第七号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 (略)

2 (略)

3 法第五十六條の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

(新設)

<p>ホヽル (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更次に掲げる書類</p> <p>更 次に掲げる書類</p> <p>イ 第四十条第三項第二号ハ、ホ及びビりに掲げる書類</p> <p>ロ 国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>三 (略)</p>	<p>ニヽ又 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号ハ、ニ及びチに掲げる書類</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p>
---	--